平成２７年（フ）第２５号
兵庫県丹波市柏原町田路131番地１
破産者　畑　　菊美
１　破産債権の届出期間　平成28年３月18日まで
２　一般調査期日　平成28年５月13日午前11時
平成28年２月19日
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
兵庫県丹波市柏原町田路131番地１
破産者　畑　　博之
１　破産債権の届出期間　平成28年３月18日まで
２　一般調査期日　平成28年５月13日午前11時
平成28年２月19日
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２７年（フ）第３７０９号
大阪府吹田市垂水町３丁目27番19号
破産者　協和産業株式会社
１　破産債権の届出期間　平成28年３月24日まで
２　一般調査期日　平成28年６月14日午前10時30分
平成28年２月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７８３号
大阪市住之江区北加賀屋１―11―７、開始決定時の住所堺市南区赤坂台４丁23番２号
破産者　藤原　　隆
１　破産債権の届出期間　平成28年３月24日まで
２　一般調査期日　平成28年６月14日午前10時30分
平成28年２月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３５号
香川県仲多度郡琴平町下櫛梨1092―３、住民票上の住所香川県仲多度郡多度津町大字道福寺555番地６
破産者　谷口　　修
１　破産債権の届出期間　平成28年４月４日まで
２　一般調査期日　平成28年５月19日午前10時30分
平成28年２月22日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１６７６号
福岡県糟屋郡新宮町大字立花口393番地35
破産者　株式会社エスティ化成
１　破産債権の届出期間　平成28年４月14日まで
２　一般調査期日　平成28年５月12日午後１時30分
平成28年２月18日
福岡地方裁判所第４民事部

債権者集会招集

平成２５年（フ）第４０３０号
大阪市住之江区南港南１丁目１番125号、商業登記簿上の本店所在地大阪市住之江区南港南１丁目１番198号
破産者　ワールド・ロジ株式会社
１　期日　平成28年３月29日午前11時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年２月19日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第２００４号
東京都世田谷区桜丘１丁目８番３号
清算株式会社　株式会社東邦メディカルサプライ
代表清算人　小野　千夏
１　決定年月日　平成28年２月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第２０１４号
東京都港区赤坂２丁目11番７号
清算株式会社　ＧＪＳ管理株式会社
代表清算人　中山　立行
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第２０１６号
東京都世田谷区用賀３丁目26番17号
清算株式会社　株式会社三光
代表清算人　風祭　　寛
１　決定年月日　平成28年２月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第１号
兵庫県丹波市氷上町石生1767番地の７
清算株式会社　株式会社ＣＤＮ
代表清算人　足立　克好
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所柏原支部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第３００１号
大阪市中央区淡路町３丁目６番３号ＮＭプラザ御堂筋
清算株式会社　アライズ・コーポレート株式会社
１　決定年月日　平成28年２月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（ヒ）第１０３号
鹿児島市山之口町12番28号
清算株式会社　株式会社妙
代表清算人　長島　光枝
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第３２号
札幌市中央区南１条西14丁目１番地ワフスわたなべビル７階
清算株式会社　宮の森管財株式会社
代表清算人　三木　正俊
１　決定年月日　平成28年２月19日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙「協定債権者」欄記載の協定債権者（株式会社北洋銀行、札幌信用金庫、株式会社みずほ銀行、株式会社日本政策金融公庫、北海道信用保証協会）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から２週間以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙「基準となる債権額」欄記載の債権額（株式会社北洋銀行５億1389万0847円、札幌信用金庫１億8501万6000円、株式会社みずほ銀行１億1538万8000円、株式会社日本政策金融公庫０円、北海道信用保証協会２億0333万6000円）に応じて按分して弁済する。なお、この弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により実施する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額（利息及び遅延損害金を含む。）につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙「基準となる債権額」欄記載の債権額（株式会社北洋銀行５億1389万0847円、札幌信用金庫１億8501万6000円、株式会社みずほ銀行１億1538万8000円、株式会社日本政策金融公庫０円、北海道信用保証協会２億0333万6000円）に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
札幌地方裁判所民事第４部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２７年（再）第１号
茨城県水戸市谷田町840番地、商業登記簿上の本店所在地茨城県高萩市大字高萩42番地
再生債務者　有限会社ホテル湯島御苑
１　決議に付する計画案　平成28年１月27日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成28年４月27日午前11時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成28年４月20日まで
平成28年２月17日　　水戸地方裁判所民事部

平成２７年（再）第１号
新潟市秋葉区覚路津字下等別当2481番地２
再生債務者　株式会社小山セメント工業所
１　決議に付する計画案　平成28年１月12日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成28年３月29日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成28年３月22日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成28年３月15日
平成28年２月19日　　新潟地方裁判所民事部